

令和3年度事業計画

I はじめに

令和2年1月下旬より世界的に蔓延し始めた新型コロナウイルス感染症は、世界経済を急速に悪化させました。諸外国においては感染を抑制するため渡航や外出を制限した結果、ヒトやモノの流れに大きな変化が生じ、経済活動に多大な制限がかかり景気は大きく低迷しました。景気低迷の影響により、所得の低下、消費の冷え込み、一部産業による雇用情勢の悪化等が引き起こされ、世界経済は危機的状況に陥っています。

我が国においても二度の緊急事態宣言の発出により、国民に対して不要不急の外出自粛が要請され、ヒトの流れが抑制されたことや海外からの渡航制限などによる観光業への打撃、感染抑止のため対面サービスの提供制限がかかったことにより、テーマパークをはじめとする娯楽産業の経済指数の悪化、休業要請や営業時間の短縮による外食産業への大きな経済的打撃、その他関連する産業など方々に経済的損失やそれに伴う雇用情勢の悪化が見られ、諸外国同様、新型コロナウイルス感染症が我が国経済に甚大な影響を与えています。

一方、新型コロナウイルス感染症対策として、諸外国ではワクチンが開発され、その接種が始まっています。我が国においても令和3年2月に医療従事者の接種から始まり、4月中旬には65歳以上の高齢者の接種が開始される予定であり、その効果が期待されているところですが、WHO（世界保健機関）の見立てでは令和3年末での事態終息は非現実的であると指摘されており、このように、終息時期について予測が立てられない状況にあるため、今後も経済面、雇用情勢など各種方面において先行き不透明な状態が続くと予測されます。

このことは、当然のことながらシルバー人材センター事業運営面にも大きな影響を及ぼしています。具体的には、公共施設の休館及び利用制限によるセンター主催の入会説明会をはじめとする各種事業の開催自粛、政府並びに板橋区の要請による学校休校、公共施設の休館、開館時間の短縮や、民間企業の事業活動制限に伴う会員の就業率の縮小などが挙げられます。これら影響は事態終息の兆しが見られない限り今後も一定程度続くと予測されます。

このように厳しい事態が生じている中、当センターの昨年度における事業実績についてですが、学校、公共施設、民間企業の活動制限による受注時間及び受注件数の減少、人の出入りをなるべく少なくしたいという考えや、テレワークの推進により、とりわけ家事援助サービスの受注の減少が顕著であり、昨年度対比で約9%減少しました。一方、会員数については入会説明会の開催自粛等により全国的に会員数減の傾向が見られた中、当センターにおいては、様々な区民のライフスタイルに合わせるべく入会説明会開催時間を夜間や休日に行うなどの工夫や、説明会開催回数の増加や開催場所の工夫を図ったこと、広報いたばしの掲載も手伝い、前年度に比して微増となりました。また、労働者派遣事業については、スーパーマーケットの需要拡大や、私立保育園園長会での事業PR活動が功を奏し、一昨年度に比して前年度の受託件数は17件増、契約金額は前年対比約80%増の800万円余の増加となりました。

今後も引き続き会員数増、就業開拓促進を図り、受注件数の増加、就業率向上を第一義として事業を運営していく所存です。具体的には、センター事業の普及啓発や入会促進等PR活動をより一層強化すべく、前年度に引き続き、区内主要駅における広告掲示ならびに新聞

折り込み広告、区内を走るバスのラッピング広告等を活用し、多角的に区民や区内事業者にセンターを認知していただくよう取り組みます。その一方で、地域密着の観点から、町会・自治会掲示板及び関係団体が発行する刊行物等にもセンター広告を掲示していきます。入会説明会については、前年度に引き続き、区民の多様なライフスタイルを考慮し夜間・休日における開催、会員層の薄い区界及び区内人口密度が高い地区、公共的施設等への出張実施、さらには広報いたばしにセンター記事の掲載などによるPR活動を通して入会機会を増やしていく方針です。

労働者派遣事業については、適正な契約締結推進の観点から、発注者への理解をより一層促していきます。また、多様化する会員の就業ニーズへの対応、魅力ある仕事の受注を念頭に置き、就業開拓に一層力を入れていきます。さらに、保育事業者等に事業PRを実施し、保育補助等の受注件数を増やし女性会員の就業率向上にも努めていく所存です。

また、会員への就業機会確保のうち、就業情報の提供については、会員目線かつ適切でわかりやすい情報提供をしていきます。就業登録会については、従来の登録職種以外の登録会を実施していくことや、未就業者向けの個別就業相談会の実施をこれまで以上に拡充していきます。

さらに、東京オリンピック・パラリンピックについては、開催決定がなされ板橋区から就業等で要請があった場合は、積極的に協力し会員の記憶に残る就業機会の提供に努めます。

安全就業については、最近の事故の傾向としまして、傷害事故が令和元年度は27件に対し昨年度は25件と2件減少しました。一方、賠償事故は令和元年度の4件に対し昨年度は6件と2件増加しております。シルバー人材センターにおいては安全就業が何よりも優先されるため、今後はすべての事故を減少させられるよう、就業現場の安全点検、会員への安全就業意識の啓発等引き続きセンターを上げてより一層の安全対策に取り組んでいきます。また、新型コロナウイルス感染症対策や猛暑対策についても、必要に応じて発注者とそれらの協議を行っていく所存です。

これらのことに加えて、今後は、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたうえでの事業実施が肝要となり、講ずべき対策は状況の変化に応じて増えてくると予想されますが、現時点で決定している方針としましては、以下の二点になります。第一に、研修等についてです。従来、集合形式で開催していた各種研修、講習、委員会等は原則、開催いたします。但し、感染症対策において政府決定等があった場合は、会員の健康・安全面等が最優先となるため、開催方法の工夫や、場合によっては中止いたします。第二に事務局の窓口についてです。事務局受付箇所に消毒液の設置、飛沫感染防止のための対人用衝立の設置等引き続き可能な限り感染対策を徹底していきます。この二点の他、政府、自治体、隣接領域の動向を常に把握し、適切に対応してまいります。

以上のことを基本理念としながら、今後はウィズコロナ、アフターコロナを見据えた取り組みを考慮したうえで、厳しい時代にあっても安定した事業継続を図り、高齢者の社会参加を深化させ、活力ある地域社会への積極的な貢献をして行くべく、令和3年度事業計画を以下により策定しました。

Ⅱ 基本方針

1 事業運営

- (1) 当センターへの理解・活用促進活動及び入会促進活動を推進し、会員増強を図る。
- (2) 会員の約2割を占める未就業会員の状況を改善するため、積極的な就業開拓に努める。
- (3) 公益法人としての更なる期待に応えるため、シルバー人材センター制度の仕組みを活かしながら、社会貢献活動の充実を図る。
- (4) 就業会員のセンター会員としての帰属意識を高め、仕事の質を高めるため、就業会員の研修・講習、仕事別グループ会議を充実させる。
- (5) 会員の健康と安全就業・活動は、全てに優先するという理念の下、会員の健康維持・増進を図ると共に、安全意識の向上と安全就業の推進を図る。
- (6) 高齢者の就業相談を実施する。
- (7) 事業運営の参考とするため、発注者等に関する調査研究を行う。
- (8) 労働者派遣事業における就業開拓を推進する。

2 組織体制

公益社団法人としてふさわしい組織を作るために

- (1) 会員主体の自主・自立の組織作りに取り組む。
- (2) コンプライアンスを重視する組織作りに取り組む。

Ⅲ 事業実施計画

1 事業運営

(1) 当センターへの理解・活用促進活動及び入会促進活動の推進

シルバー人材センター事業の普及に努め、広く地域社会の支持を得ると共に、入会を促進するため、次のような多面的活動を行う。

区 分	説 明	実施回数
入会希望者説明会	センターの事業内容・就業状況の説明	月1回以上
出張入会希望者説明会	ふれあい館他に出張し、センター事業内容・就業状況の説明	随時
土日・夜間入会希望者説明会	様々な区民のライフスタイルを想定し、土日・夜間に説明会を開催する。	随時
広報誌「生きいき」の発行	全会員に配布 地域センター、いこいの家等でも配付	年5回
リーフレット及びパンフレットの配布	関係方面に配布し、センターが受注できる仕事の開拓を図る	随時
ホームページの充実	センター事業、運営のPR、会員募集等、充実を図る	随時
区刊行物の積極的活用	区の広報紙などに積極的に広告を掲載し、シルバー人材センターのPRを行う	随時
「区民まつり」等地域のまつりに参加	シルバーコーナーを設け、来場者に事業内容記載のPRグッズ等を配布し、周知を図る	随時
パブリシティー	報道機関等の取材活動に協力することにより、事業内容の周知を図る	随時
関係団体の機関紙への掲載	関係団体の協力を得て、会報等による広域的PRを図る	随時
町内掲示板及び広告媒体を活用したPR	新聞折込及び公共交通機関における広告の掲示、町会・自治会の掲示板を活用してセンター事業の普及啓発、会員募集等のPRを行う	適宜
地域商店街・区役所本庁舎におけるPR	ハッピーロード大山商店街、区役所本庁舎イベントスペースにて、来場者にPR活動	年11日

(2) 就業場所の幅広い開拓及び拡大、未就業会員の状況改善

① 就業開拓及び拡大について

一般家庭、民間事業所、官公庁等に高齢者就業の理解を求め、積極的に就業機会の開拓(特に減少傾向の家事・育児援助サービス、専門技能職)及び提供を行い、就業促進を図る。

ア 区内町会・自治会掲示板にセンター名が入った広告を掲示する。

イ 公共交通機関においてPR広告を掲示する。

ウ 新聞広告、商工団体等に記事の掲載を依頼する。

エ ホームページの周知・利用推進を呼びかけ、閲覧者層の拡大を図る。

オ PRグッズを配布する。

② 就業機会の提供

未就業会員に対し、電話サービス、インターネットホームページ、事務局内の掲示により、就業情報を提供する。また、必要に応じ、郵送による就業情報の送付も行う。

③ 就業希望者登録説明・選考会の実施

未就業会員のニーズと、就業会員募集を効率良く結びつけるため、学童擁護、有料自転車駐車場管理、放置自転車防止業務、公共施設管理、清掃業務等、就業者数の多い職種や、事業実績が伸びている労働者派遣事業における就業希望者登録説明・選考会を実施する。

④ 高島平分室（WORK'S高島平）

未就業会員並びに新規入会希望者に対する相談及び、仕事の依頼の相談を実施する。

⑤ 独自事業

ア 自転車リサイクル事業

駅周辺の放置禁止区域から撤去され、引き取り手のなかった自転車の一部を区から譲り受けて解体・再生し、自転車商協同組合と協力して区民に販売する事業を引き続き実施する。

イ ソーイング事業

会員の持っている特技、経験（縫製の仕事）を生かして実施している衣類のオーダー・リフォーム事業及びバッグや小物の製作・販売事業を継続して実施する。

ウ シニアエアロビクス事業

シニアエアロビクス教室を10ヶ所で開催し、更に教室の拡大に努める。

エ 木工クラブ事業

木のおもちゃ等を制作して、イベント等で販売する事業を継続して実施する。

⑥ 日常生活支援総合事業の拡充

生活支援事業を拡充させるため、引き続き関係諸機関を訪問し、広報活動を行う。また、受注拡大を狙い、区内各お年寄り相談センター長に従事者向け研修講師を務めていただくよう依頼していく。

(3) 社会貢献活動の充実

より多くの会員が活動に参加することにより、社会貢献へとつなげる。

項目	実施内容	実施回数
ライフサポート事業	高齢世帯等の生活支援など、ちょっとした家庭のお手伝いを支援する	随時
木のおもちゃ貸出し事業	子育て支援施設等に、木のおもちゃを一定期間無償で貸し出す	随時
シニアエアロビクス教室	区民の健康力向上を図るため、シニアの為に開発されたエアロビクスを会員が指導する教室	延240回
転倒予防講習	地域班懇談会終了後、転倒予防体操を会員が指導 一般区民も参加可能	20地区
東京マラソン祭り参加	東京マラソン祭りの観客整理等、会員がボランティアとして活動する	1回
いたばし子ども見守り隊	子どもたちの登下校時間に合わせ、散歩や買い物をして安全確保に努めるボランティア活動	随時

(4) 会員の帰属意識を高め、また、就業会員の仕事の質を高める研修・講習及び仕事別グループ会議

① 会員・役員の知識・技術・技能の向上を図るため、次の表の研修を実施するとともに、外部開催研修の活用を積極的に進める。

項目	実施内容	実施回数
待遇研修	会員の待遇対応能力向上を図るための研修 500名対象	延10回
職種別研修	職種毎に異なる課題を解決するための研修 500名対象	延10回
生活支援サービス研修	生活支援サービス就業希望者向けの研修	適宜
普通救命救急講習	会員の安全就業に対する意識を高めるとともに、地域支援の立場から人命救助に役立つ救命救急講習会を開催	年2回
植木技能研修	植木の手入れ座学及び実技研修	年3回
理事、監事研修	東京しごと財団、全シ協等の各種研修を活用	年4回
第3ブロック研修	1 理事、地区リーダー等を対象とした研修 2 仕事別リーダー等を対象とした研修	各1回
都立高等職業技術専門校の研修受講助成		随時
東京しごと財団による「就業支援講習・職域拡大技能講習」等の活用		随時

② 会員向け広報誌の発行及びホームページ

会報「生きいき」を年5回発行し、会員の知識や情報の取得を図り、センターへの帰属意識を高める。また、ホームページを刷新することで会員に親しまれ利用しやすいサイトとなるよう改善し情報を提供する。

③ 会員の仕事別グループ会議及び連絡会

植木職、除草職、表具職、いこいの家、学童擁護、有料自転車駐車場、地域センター（ホール）、家事援助便利班、シニアエアロビクスに従事する会員を対象に、グループ会議及び連絡会を実施する。

④ 会員の就業意欲の向上を図るために会員表彰を行う。

(5) 会員の安全就業対策

会員の就業の安全を図るため、安全管理委員会を中心に東京しごと財団と連携を図りながら、会員に対する安全就業・活動対策を実施する。

① 事故防止

ア 安全就業について啓発・指導を徹底し、就業途上・就業中の事故防止に努めるため、安全管理委員、安全支援員が就業場所を夏期、冬期に巡回する。また、特に事故の多い植木職については毎月巡回指導を行う。

イ ヘルメット、保護ロープ、安全ジャンパー・帽子等を貸与し、会員の事故防止を図るため、着用を徹底する。

ウ 夏季及び冬季における安全就業推進のための啓發文送付の他、必要に応じた取組を実施する。

エ 類似事故の防止対策に役立てるため、安全管理委員及び安全就業推進員による事故現場の確認を行う。

オ 安全管理委員会及び安全支援員連絡会において事故原因の分析を行い、再発防止策を検討する。

カ 植木職、除草職及び公園管理業務の会員に対し、虫刺され対策として、ポイズンリムーバー(毒吸引器)を配布する。

② 適切な事故対応

会員自身、同僚、お客様等が万一事故にあったときに適切な対応ができるよう、応急手当やAEDの使用法など、普通救急救命救急講習を実施する。

③ 会員に対する安全就業・活動意識の向上策

ア 安全就業手帳に盛り込む「安全のしおり」の内容を充実させ、活用を促す。

イ 広報誌「生きいき」に毎回「安全通信」を掲載し、安全に対する意識の向上を促す。また、ホームページにおいても、毎月事故報告を掲載し安全就業の注意喚起を図る。

ウ 定時総会開催時に、安全啓発チラシを配布する。

エ 安全標語を募集し、安全対策に活用する。

オ 生活の安全を図るため、警察から情報提供のあった内容を広報誌に掲載する。

④ 会員の転倒事故予防と健康づくり支援

ア 柔軟性とバランス力を高め、転びにくい身体作りをする転倒予防講習会を地域班懇談会の機会を活用して、年20回実施する。

イ 会員の健康管理を図るために、区の健康診断受診を奨励する。

⑤ 体力測定会の実施

会員の健康づくりの動機づけ並びに、日頃の自身の体力や健康状態を把握させることを目的とした体力測定会を実施し、会員の健康意識向上に寄与する。

⑥ 自転車安全運転講習の実施

東京しごと財団主催の自転車安全運転講習会に安全管理委員が参加する。また、警察と自転車安全運転講習会を協同開催する。これにより、専門家による自転車の乗り方指導や、スタントマンによる事故再現を見せることで正しい交通ルールを教授することが可能となる。

⑦ 自転車保険への加入

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」における、自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入の義務化を受け、自転車保険への加入を奨励する。

(6) 高齢者の就業相談

① 高齢者の就業に関する各種資料を整備し、事務局にて常時相談を実施する。また、入会説明会において、シルバー人材センター以外の就労を望む人達に対しても他機関を紹介し、就業案内を行う。

② 年2回、アクティブシニアの合同就職面接会に参加して、就業相談を受ける。

③ 未就業会員を対象に、年5回以上個別就業相談会を開催して様々な就業上の相談に乗り、就業情報活用の周知を図り、就業率を高める。

④ 高島平分室(WORK 'S高島平)窓口にて就業相談及び入会希望者への相談を行う。

⑤ 就業相談会に参加できない方を考慮し、グリーンホールなどで出張就業相談会を実施する。

(7) 円滑な事業推進に資する調査研究

発注者満足度調査の実施

技能職等、単発契約の発注者を対象にアンケート調査を実施して満足度を把握し、受注の拡大、発注者に満足して頂ける仕事の充実につなげる。

(8) シルバー人材センター労働者派遣事業の推進

既存受注のうち、請負契約に馴染まない職種については、派遣契約に切り替えるよう発注者に依頼していく。また、派遣契約が望ましい新規受注についても、積極的に契約締結し就業開拓に力を入れる。さらに、福祉・保育分野など人手不足分野における高齢者活用のPRを積極的に行い、これまで以上に魅力ある職種の開拓も行う。

2 公益社団法人としてふさわしい組織を作るために

(1) 会員主体の自主自立の組織作り

会員主体の組織活動を活発化させることを目標に、次の活動を行う。

① 理事会開催 年12回

シルバー人材センター事業・運営について協議し、意志決定を行う。

② 委員会

ア 安全管理委員会

会員の安全就業について計画を策定し、就業場所の巡回等、会員の安全意識の向上を推進する。

イ 広報委員会

広報誌「生きいき」の編集、作成、発行を行う。

③ 地域班活動

班主体による懇談会を各班年1回開催し、会員や地域の高齢者に事業理念の理解浸透、情報伝達を行い相互の交流を図る。

④ 仕事別グループ会議の開催

既に開催されている仕事別グループ会議を拡充、実施する。

(2) コンプライアンスを重視する組織作り

① 適正就業体制の確立

ア 請負契約の適正化

国の見解を踏まえ、契約書類の適正化、就業実態の把握や点検を随時行い、適正就業を推進する。

イ ワークシェアリング（分かち合い就業）

月10日以上又は週20時間を超える仕事についてワークシェアリングに努める。また、同一箇所、長期就業に対しても適正化に努める。

② 個人情報保護体制の徹底を図る。

③ 公益社団法人として、より適切な会計処理を行うために、公認会計士による外部監査のほか、毎月指導を受ける。